

平成30年9月定例会 総務委員会（事前）

平成30年9月7日（金）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

喜多委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、公安委員会関係の調査を行います。

この際、公安委員会関係の9月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

なお、理事者各位に申し上げます。

当委員会において、議案等の説明及び報告の際には、座ったままでなされますよう、よろしく申し上げます。

【提出予定議案等】（説明資料）

- 議案第1号 平成30年度徳島県一般会計補正予算（第2号）
- 議案第16号 徳島県警察駐在所整備等PFI事業の特定事業契約について
- 報告第5号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分等の報告について

【報告事項】

なし

鈴木警察本部長

私からは、主要施策の推進状況等について、御報告いたします。

さきの定例会以降、全国的に多くの自然災害が発生し、特に平成30年7月豪雨では西日本を中心に甚大な被害が発生したほか、昨日、北海道において最大震度7の地震が発生いたしました。また、本県においても、8月23日、9月4日と立て続けに台風が上陸し、多くの被害が発生しており、改めて災害警備の重要性を認識したところであります。

県警察といたしましては、各種災害に対し迅速かつ的確な対応が取れるよう、引き続き万全の備えに努めてまいりたいと考えております。

それでは、主要施策の推進状況について、御説明いたします。

第1は、身近な犯罪の徹底抑止であります。

本年8月末現在、刑法犯の認知件数は2,051件であり、前年同期と比較して392件、率にして16%減少しております。しかしながら、全国的には子供や女性が被害者となる凶悪犯罪が発生しており、大きな社会不安となっております。県警察の体制も限られており、住民の身近なところで発生する犯罪抑止や通学路の安全確保に向けては、地域住民や関係機関・団体など、官民一体となったパトロール活動が重要であります。

県警察では、新たな取組といたしまして、県下の防犯ボランティア団体の青色防犯パト

ロールカーにドライブレコーダーを搭載していただき、動く防犯カメラの運用を開始したところであります。引き続き、地域における見守り活動を強化するため、地域警察官との合同パトロールなど、自主防犯活動の支援に努めてまいります。

次に、特殊詐欺対策についてであります。

8月末現在の被害状況は認知件数27件と、前年同期と比較して24件減少しておりますが、先般、特殊詐欺としては過去3番目の高額被害となる6,802万円の詐欺事案が発生しており、被害金額は約1億945万円という状況であります。特殊詐欺は、犯行手口や被害対象が次々に変化することから、未然防止のためには、タイムリーな広報啓発活動と金銭を振り込む直前での阻止が重要と考えております。

県警察では、金融機関のATMコーナーに具体的な詐欺事例を発信する啓発アナウンス装置を設置したほか、予兆電話を認知した際に、金融機関、コンビニエンスストア等に対し自動で一斉連絡を行う、振り込め警戒ホットラインの運用を開始したところであります。なお、本年8月末現在の水際阻止件数は27件であり、阻止率は50%、防止金額は約2,512万円という状況であります。そのほか県警察では、犯行グループの預貯金口座の凍結や携帯電話の緊急利用停止措置など、犯行ツールの無力化に取り組んでおり、実行犯についても、8月末現在、前年同期と比較して3件増加した、6件3人を検挙しております。引き続き、被害の未然防止と犯行グループの壊滅に向けた取締りを強化してまいります。

第2は、重要犯罪等の徹底検挙であります。

本年8月末現在、殺人、強盗などの重要犯罪は、認知件数32件、検挙件数27件、検挙率約84%であり、7月には、いずれも徳島板野警察署管内で発生した藍住町のコンビニエンスストアにおける強盗未遂事件、松茂町における現住建造物等放火事件、上板町における大学教授による強制わいせつ事件などを検挙したところであります。

次に、暴力団対策であります。県内の暴力団は、現在3団体、約110人と、いわゆる暴力団対策法や暴力団排除条例などを適用した官民一体となった取組により、この10年で大幅に減少しております。取締りについても、本年に入り、六代目山口組傘下組員による窃盗事件、神戸山口組傘下組員による恐喝事件など、22件20人を検挙し、組織の壊滅に向けた取組を進めているところであります。

また、昨日は、あわぎんホールにおいて多くの県民の御参加を賜り、暴力追放徳島県民大会を開催したところであり、この大会を契機に暴力団排除気運の更なる醸成に努めてまいります。

第3は、交通死亡事故の徹底抑止であります。

昨日現在、交通事故の死者数は22人と、前年同期と比較して3人増加しており、現在、本年3回目となる交通死亡事故多発警報が発令中であります。これら死亡事故を分析いたしますと、死者数の約5割が高齢者であること、夜間事故が約6割を占めていること、四輪乗車中の死者のうちシートベルトの非着用者が約7割を占めていることなどの特徴があります。

また、8月には松茂町の国道において、自転車の高校生が被害者となる痛ましい事故が発生しており、県警察といたしましても、県立高校校長会において、自転車の安全利用やヘルメットの着用の推進を強く要請したところであります。

今後、年末に向けて日没が早まり、薄暮時等の事故の増加が懸念されることから、事故分析に基づく指導取締りを強化するほか、今月開催される挙県一致交通安全県民大会や秋の全国交通安全運動を契機として、反射材、シートベルト、ヘルメットなどの着用、上向きライトの活用など、関係機関・団体等と連携した総合的な抑止対策を推進し、悲惨な交通事故を1件でも減少させるよう努めてまいります。

第4は、大規模災害、テロ等への徹底対応であります。

平成30年7月豪雨に伴う災害警備では、7月7日から8月17日までの間、広島県、岡山県の被災地に、警察航空隊による被災実態の把握、緊急災害警備隊による被災者の救出救助、特別自動車警ら部隊による警戒活動、女性警察官で編成した特別生活安全部隊による避難所等での相談活動、特別交通部隊による交通整理など、延べ101名の警察官を派遣したところであります。帰県後については、隊員による活動実態など生の声を組織で共有しており、今後の災害警備の糧としてまいりたいと考えております。

また、9月1日、西部健康防災公園において開催された徳島県総合防災訓練に参画し、ヘリコプターやオフロードバイクによる被害情報の収集訓練、広域緊急援助隊による事故車両からの救出・救助活動など、実践的な訓練を実施したところであります。

冒頭でも申し上げたとおり、あらゆる自然災害に対し迅速かつ的確な対応が取れるよう、引き続き、自治体や関係機関と連携した災害警備訓練を実施し、対応能力の向上に努めてまいります。

第5は、組織基盤の徹底強化であります。

まず、今春、新たに徳島市周辺の4署を2署に統合したところでありますが、統合により初動捜査の段階から多くの捜査員を投入することが可能となり、夜間に発生した強盗未遂事件やひき逃げ事件等を早期に解決するなど、治安対策面での成果が見られるところであります。

また、スケールメリットを生かした組織運営により、夜間・休日体制が強化され、緊急呼出しの抑制など、ワーク・ライフ・バランスの実現にも寄与しているところであり、引き続き、統合後の状況について検証してまいります。

次に、施設整備については、本年8月、駐在所整備等PFI事業の落札者を決定したほか、徳島阿波おどり空港の国際線ターミナルビルの完成に伴い、警察機能の強化を図るため、空港警備派出所を空港ターミナル西側に移転したところであります。

また、本年6月に発生した大阪府北部地震を受け、警察施設に対するブロック塀の緊急点検を実施し、安全対策が必要なブロック塀の改修等を進めております。

最後に、組織を支える職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた新たな取組として、8月には警察本部において、職員の家族を招いた子供参観日を実施し、家族とのコミュニケーションや仕事への理解を深めたところであり、引き続き、職員一人一人がその能力を十分に発揮できる職場環境の実現に努めてまいります。

以上、県警察が取り組む主要施策の推進状況について、御説明いたしました。

引き続き、委員各位の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

山本警務部理事官

私からは、お手元にお配りしております、総務委員会説明資料に基づきまして、平成

30年度一般会計予算9月補正予算案並びに徳島県警察駐在所整備等PFI事業の特定事業契約について、御説明申し上げます。

説明資料の1ページをお開きください。

歳入歳出予算総括表でございますが、総額で2億236万4,000円の増額補正することとしております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりです。

次に、2ページをお開きください。

補正予算に係る事業について、御説明いたします。

資料の上から2番目に記載しております、警察本部費の管理運営費として2億236万4,000円を計上しております。この経費は、警察施設のブロック塀の安全対策に要する経費であり、内訳は、ブロック塀の安全対策に要する工事費として1億8,076万4,000円、緊急に撤去等を行うもの以外のブロック塀の専門家による調査費として2,160万円であります。

続きまして、3ページを御覧ください。

徳島県警察駐在所整備等PFI事業の特定事業契約について、御説明いたします。

本事業は、駐在所整備をPFI事業により実施するもので、契約金額は、建替え整備業務に関する対価として6億4,295万円、維持管理業務に関する対価として2億3,702万円に、物価変動による増減額等を加算した額であります。

契約の相手方につきましては、カに記載のとおりです。

この議案につきましては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定による、特定事業契約締結の議決を受けようとするものであります。

以上、平成30年度一般会計予算9月補正予算案等について、御説明を申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

岡崎首席監察官

私からは、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について、報告させていただきます。

交通事故が4件でございます。

お手元の総務委員会説明資料の5ページを御覧ください。

1件目は、平成30年4月12日、徳島中央警察署員の運転する捜査車両が、渋滞した路上に停止していた前方の相手方車両に追突した物損事故でございます。県の賠償金額を5万3,179円と決定し和解いたしました。

2件目は、平成30年4月20日、小松島警察署員の運転するパトカーが駐車場において方向転換するため後退したところ、駐車していた相手方車両に衝突した物損事故でございます。県の賠償金額を28万5,072円と決定し和解いたしました。

3件目は、平成30年6月5日、公安課員の運転する捜査車両が駐車場において駐車区画に駐車しようとしたところ、同じ区画に駐車するため後退していた相手方車両と衝突した物損事故でございます。県の賠償金額を5万円と決定し和解いたしました。

4件目は、平成30年6月29日、徳島中央警察署員の運転する捜査車両が見通しの悪い交差点を直進したところ、右方から進行してきた相手方自転車と出会い頭に衝突した物損事故でございます。県の賠償金額を1万4,396円と決定し和解いたしました。

専決処分の報告は以上でございますが、職員による交通事故につきましては絶無を期すものであり、県警察が組織を挙げて取り組むべき重要な課題と認識しております。

県警察としましては、引き続き警察職員としての自覚と責任感を持った運転が行えるよう、事故防止に向けた取組を進めてまいります。

喜多委員長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申合せがなされておりますので、御協力をよろしく願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

黒崎委員

説明資料の中で1点確認したいのですが、2ページの主要事項説明の警察本部費2億236万4,000円でございます。これは、ブロック塀の安全対策ということでございますが、何箇所点検されて、何箇所あるんでしょうか。

高橋会計課長

警察施設は、本部と交番・駐在所、宿舍合わせて228施設ございます。そのうち、ブロック塀を設置しておりますのが112施設ありまして、この計上をしているところであります。

黒崎委員

分かりました。それと、1か月ぐらい前に留置された犯人が逃走したという事件がございました。かつて、徳島県も美馬署でそんなことがあったと記憶しておりますが、徳島県警察としては、こういった留置した犯人が逃走した場合に、どのように対応をされているのか。やはり、それなりの罪をもって留置されていて、逃走したらまた罪を重ねていく可能性がございますので、そのあたりどのように対応されているのかお伺いいたします。

生原警務課長

被留置者の逃走防止の絶無に向けた取組についての御質問でございます。留置施設を持ちます各警察署では、年間を通じまして、留置主任官等が中心になって、全署員を対象に留置管理業務の基本事項に関する研修を行っております。そこで、基本を徹底するように指導をしているところでございます。

また、留置場からの逃走事案を想定いたしまして、実際に留置場の警報ベルを鳴らして、配置場所や任務を確認させる訓練のほか、護送時における身体検査や手錠、腰縄等の戒具施用の要領、経路の点検等の訓練を行っているところでございます。

引き続き、今後も巡回指導や研修等を通じまして、基本の遵守を徹底するとともに、継続して各種訓練を行うことによりまして、逃走事案の絶無を図ってまいりたいと考えております。

黒崎委員

報道によりますと、警報する機械に電池が入っていなかったということが一つ、それと、逃走してから捜査するまでに、あるいは広報されるまでに大分時間が掛かったということも今回の事態を招いている一つの原因かもしれないと言われております。こういった逃走された場合の手続のようなことは、ちゃんと警察の中であると思うんですけど、そのあたりのことをお尋ねしたいと思います。

山本警務部理事官

逃走後の手続といいますか、情報提供の仕組み等についてでございます。地域住民の方々に重大な危険が及ぶおそれのある事件が発生した場合、検挙に至らない間に更なる被害が生じることのないよう、迅速、確実な情報提供に努める必要があると認識しております。パトカー等によるマイク広報はもとより、安心メール、SNS、マスメディアへの情報提供のほか、各自治体が整備している防災行政無線を活用しているところでございます。また、通学路などにおける子供の安全確保のための対策としまして、各警察署と各学校との間で連絡担当者を指定し、夜間や休日においても迅速な情報共有が可能となる体制の構築を図っているところでございます。

一方で、このような情報発信システムがいかに構築されていたとしても、発信のタイミングが遅れる、遅い、情報が必要な地域に届かなければ機能したとは言えないことから、情報の発信に当たりましては、警察署と本部、更には本部各部門が連携を図り、防犯対策に資する情報が地域住民の方々に迅速かつ確実に届くよう努めているところでございます。

黒崎委員

この問題が即徳島県警察で起こることとは思いませんが、やはり警察の中で、それぞれの持ち場の役割の確認というのが大変大事ではないかと思えます。これからも、内部統制に関して、しっかりと連絡し合い、確認し合い、こんなことがないようにしていただきたいと思えますので、要望しておきます。

もう1点でございますが、県の教育委員会でもあったんですが、障がい者雇用の話でございます。障がい者雇用に関しまして、県警も障がい者の方々を雇用されていると思うんですけど、新聞の報道にはなかったもので、警察本部の中ではこういった障がい者雇用について、障害者手帳の確認であつたりいろんなことをしっかりされていると思うんですけど、警察本部としてはどのように対応なさっていますか。

生原警務課長

障がい者雇用の件でございますけれども、まず、障害者手帳の確認につきましては、原本又はその写しで確認をしております。今現在、県警察では障がい者の方を5人雇用しております、いずれも原本又は写しを確認しております。

黒崎委員

障がいの度合いによって、雇用人数が変わってくるということでございますが、そのところを御説明いただきたいと思います。

生原警務課長

障がいの程度で雇用人数が変わるということでございますけれども、重度身体障がい者の場合は、1人をもって2人と見なすと定められております。県警察では、5人のうち4人が重度の身体障がい者でございますから、1人を2人と算定いたしますと全部で9人ということになります。

黒崎委員

9人だということでございます。今後、障がい者の方々の雇用をどのようにお考えになっているのか確認したいと思います。

生原警務課長

身体障がい者の方の採用についてでございます。障がい者の新規採用は平成24年に1人、平成28年に2人、平成29年に1人という採用の状況でございます。来年度も2人採用する予定でございます。

黒崎委員

入札でよくあることですが、参加してくれなかったら確保もできませんので、PRが大事だと思います。県警察が求めていますよ、障がいがあっても仕事できますよということをしつかりとPRしていただきたいと、これも要望して質問を終わりたいと思いますが、そのPRに関してどうですか。

生原警務課長

委員御指摘のとおり、そういった試験があることを御存じなければ受験にも来ていただけませんので、その点しっかりと各関係機関に募集案内を配布したり、また、そういった啓発活動を行って、しっかりと採用募集にも努めてまいりたいと考えております。

中山委員

先ほど本部長の報告の中で、交通事故での死亡者数が、皆様の大変な努力のいかなく非常に増えているというのを伺いしまして、ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。今までいろいろ取締りをしていただいた結果、シートベルトの着用率は非常に上がってきていると思っていたんですけど、今の説明で四輪乗車中の死者のうち、シートベルトの非着用者が約7割だと聞きました。今、状況はそんなに悪いのでしょうか。もう習慣付いていますので、車に乗ったら必ずシートベルトを締めると思うのですが、今、こういった状況になっているのでしょうか。

山上交通企画課長

シートベルトの着用状況でございます。県内の一般道路における運転席のシートベルト

の着用率につきましては、平成29年10月に警察とJAF徳島との間で全国一斉合同調査を実施しており、運転席のシートベルト着用率は98.3%でございました。前年の同時期が98.5%でございましたので、比較して0.2%減少しているところでございます。ちなみに、全国平均は98.6%でありまして、全国平均と比べましても本県の場合0.3ポイント低い状況でございます。

中山委員

ちょっと低くても98%と、ほとんど100%に近い人たちが着用しているはずなのに、四輪乗車中の死者のうちシートベルトの非着用者が約7割というのは、やはり高齢者の人が多いのでしょうか。死者数の約5割が高齢者と聞いたのですが、高齢者のシートベルト着用率も悪いのでしょうか。

山上交通企画課長

四輪乗車中に亡くなられた方のうち、シートベルト非着用者が8月末時点で、6人で66.7%を占めております。高齢者に限らず亡くなった方については、シートベルトを着用していなかった率が高いというふうな状況でございまして、シートベルトの着用率が、着用していないから死亡事故の原因というものではないというふうに思います。

ただ、現実に四輪乗車中の人のうち、シートベルトを着用していなかった方が6人いたということございまして、高齢者に限っていいますと、そのうち4人が高齢者で、亡くなられた方についても正しく着用できていたのかどうかということもございまして。完全に着用していないというだけの数字でございませぬので、こういったことでシートベルトを正しく着用するという観点から啓発のほうを進めてまいりたいと思っております。

中山委員

確かに、先ほどの98.3%は運転者のシートベルト着用率であって、助手席とか後部座席にいる人たちの着用率がどうなっているのかは存じてないのですけれども、比較的少ないかと思えます。やはり習慣付いたら必ずするものなので、是非とももう一回、啓発活動をしっかり行っていただきたいと思えます。

それと、シートベルトはともかくとして、携帯電話をされている人がよくいるんです。走っていても、警察は何をしているのかと思うぐらい多いんです。それももう一度見直して、しっかりと啓発するほうがいいと思えますが、いかがでしょうか。

山上交通企画課長

携帯電話につきましても、違反の検挙等かなりございます。交通事故を見ますと、8月末現在の携帯電話の操作・使用中の事故の発生件数が11件ございます。これは、前年と比べますとマイナス21件ということで、件数だけ見れば改善されてきているのではないかと状況でございます。

しかし、いまだに事故が発生してございますので、引き続き、携帯電話の取締り、あるいは使用の危険性について強く訴えていきたいと思っております。

中山委員

事故が少ないからといって、携帯電話を使用している人が減ったとは限らない。現に、最近よく見掛けるのでしっかりと取締りを強化して、やはり交通事故をなくす。それが、交通死亡事故を軽減する一番の近道だと思うので、しっかりと取締りをさせていただきたいと要望したいと思います。

あと、前も何回か言ったのですけれども、損害賠償（交通事故）の専決処分で、この小松島の事故は、必ずパトカーは2人乗っていますよね。バックするときに助手席の警察官は何をしていたのかと。バックするときに注意していたら当たらない、こんなヒューマンエラー、詳しくこの小松島の事故について教えてください。

岡崎首席監察官

今回、報告しました2件目の小松島警察署員の後退中の事故でございますが、これは同乗者が乗っておりました。方向変換するために後退したことであって、その本人は、少しの間後退するだけだからいいだろうという慢心があったというところでございます。

過去においても、後退中の交通事故においては同乗者が降車せずに事故をじゃっ起するという事案もございます。職員においては、同乗者が居る場合には、日頃から降車しての誘導を確実に行うよう指示するほか、事故を発生させた場合には、事故の原因や反省点について交通事故報告書の提出を受け、再発防止を図っていきたいと思っております。

中山委員

同乗者が居るのですから、ちょっと注意したらこんな事故は防げるのではないかと思います。もう一度、警察官の皆さんにしっかりと注意をしていただくようお願いしたいと思います。

あと、先ほど徳島県警察駐在所整備等PFI事業の業者が決定したという報告を受けました。今回、老朽化した施設の17か所を整備するものと聞いておりますが、ほかにもかなり古い建物があると思いますが、その中で勤務する職員や家族の人たちが少しでも快適に生活するために整備を進めることは非常に良いことだと思います。

今回の17か所について、今後のスケジュールをまずお聞きしたいと思っております。

高橋会計課長

先般、この契約者を公表いたしまして、本議会に契約議案として提出させていただいております。スケジュールにつきましては、提案でありますけれども、この10月に契約を交わした後、平成32年3月の約2か年で17か所の駐在所を設計・建築いたします。

建築後から、平成時代は変わるとは思いますけれども現時点で申しますと、平成61年3月までの30年間、維持管理を行うということになっております。

ちなみに建築に際しましては、17か所を三つのグループに分けて、同じ警察署の管内の工事が重複しない形、つまり警察活動に間隙を生じさせない形で整備を進めたいと考えております。

中山委員

再度聞きますけど、県下で老朽化した駐在所は、この17か所を含めて何箇所あるのでしょうか。

高橋会計課長

年次によって異なるんですけど、我々が警察署再編整備等総合計画を策定した時点においては、交番・駐在所計133か所のうち30年を超える交番・駐在所が約50か所あり、そのうちのものを更新しております。ただ、今年度も更新しておりますし、リフォーム等々もやっておりますので、延命化も図っているという状況であります。

中山委員

50か所ある中で、この17か所を選んだ理由というのは何ですか。

高橋会計課長

17か所を選定した理由につきましてですが、まずもって一義的には、地域や治安情勢等、将来を見据えまして、駐在機能を今後も継続させる必要があるという所を選定し、続いて、先ほど委員からもお話がありましたように、老朽化が進んでおりまして、勤務とか生活環境が悪くなっている場所を選定したところでございます。

中山委員

古い順からというわけでもないんですね。老朽化している残りは33か所になるんですね。それも今後、引き続き計画はあるんでしょうか。

高橋会計課長

33か所の話であります。このうち、将来このまま駐在機能を残しておくかどうかという議論がある場所もございます。また、同じ敷地には建てることのできないという所もありますので、今後、この17か所を整備することによって大きく縮減されると思います。

例えば、今年も阿南警察署管内の3か所の駐在機能を交番に移すということで予算計上しておりますけれども、そういうものもありますので、当然駐在機能の在り方であるとか、そういうのも見直しを含めて駐在所の施設整備に努めているということでございます。

中山委員

当初、PFI事業をされるときに議会からも反対意見があって、やはり従来工法でしたほうが県内企業、建設業の振興のためにはいいのではないかという意見が多々あったと思います。

そのときに、PFIをしても地元企業を優先するというふうなお答えを頂いたと思うんですけど、今回資料を見たら残念なことに、広島県と香川県の業者になっております。やはり県内経済への影響を考えたら、県内企業に落札していただきたいのですが、それがかなわなかったのは非常に残念だと思います。この事業に対して、県内企業に対する参画は期待できるのでしょうか。

高橋会計課長

今回の入札の参加は3グループありまして、3グループのうち2グループは専ら県内企業を中心としたグループであります。今回、積和不動産中国株式会社で契約議案を出しておりますけれど、このグループに関しましても、今、委員からもありましたように、本入札に当たっては県内企業がどれだけ参画できるのかというスキームで事業を考えまして、採点は1,000点満点中750点を定性評価、250点を価格評価し、750点のうち約10%を県内経済への配慮としました。

具体的にどういう内容を配点に配慮したかと言いますと、県内企業の参加又は県産資材の使用、県内の雇用状況等でありました。積水ハウス株式会社グループの提案では、積水ハウス株式会社グループが中心になっているのですが、提案では12社の県内事業者、これは地元ハウス会と称しておりますけれど、これと連携し、更に経費で言いますと、建築費のうち60%、維持管理費の80%を県内事業者に発注するということでもあります。したがって、本グループにおきましても県内経済へ配慮されているというところでございます。

我々としては、こういう提案が実現されないと当初の提案と異なるということがございますので、しっかりモニタリングしていく必要があると考えております。

中山委員

一つの建築物を建てるのに、参入業者とかもっといろいろな職種が参画してくるわけです。その中で、今、高橋課長がおっしゃった12業者しか使われないのは非常に残念なので、これからもっと地元の加点というふうな制度を増やしていただきたい。地元業者に対してもっと加点するとか、そういうことも考慮に入れるべきではないかと思えます。そういうふうな状況もあって、この積和不動産中国株式会社と積水ハウス株式会社グループを選んだ理由というか、優れた点は何なのでしょう。

高橋会計課長

それぞれにすばらしい提案を頂いたと思っております。その中で、今回、事業者選定に際しましては、公平性や透明性を確保するために、有識者からなります選定委員会を設置しまして、そこで評価いたしました。

具体的に優れている部分というのは、この場でどこまで言うかという議論もありますけれど、代表的な例を言いますと、例えば施設整備の面であります。あらかじめ17か所の敷地について、測量はもとより簡易なボーリング調査を行いまして、今まで我々が十分にできていなかった分、昨日、北海道でも大きな被災がありましたけれど、地質調査を行って地盤改良の必要性等の修正を図っているということが1番。施設におきましても事務所のバリアフリーであるとか、応接スペースのプライバシーの確保とかの意匠計画、防犯性に配慮した設備機能、軽量鉄骨造に制震ダンパーを合わせたより耐震性の強い構造であるとか、その他、太陽光発電や蓄電システムを、これは独自提案でありますけれど、災害時においても駐在所が機能するような提案も頂いております。要求水準以上のものについて提案を頂いていると。

維持管理の面につきましても、これは県内の事業者でも維持管理がされるわけでありませぬけれども、24時間連絡窓口であるとか、内外装や設備の計画的な修繕・更新と、30年たちますと我々が維持管理をしていくこととなりますが、その維持管理直前に大きい外壁の塗装などの将来に向かった延命的な内容の提案もあったと。そういうところが高く評価されたのではないかと考えております。

中山委員

いろいろな理由があるとは思いますが、昨日、北海道で地震がありました。今後、30年以内に80%ぐらいの発生確率が危惧されております南海トラフ巨大地震が控えております。そのときの速やかな復興・復旧のためには、警察庁舎というのは必要不可欠だと思います。しかしながら、どんどん仕事がなくなってきて、今の建設業界というのは先ずばみになっております。担い手も少なくなってきている中、それこそSDGs、持続可能な計画をして、持続していかなければいけないと思います。

ですから、一生懸命、県内業者の振興、建設業界の振興をしっかりとしていかなければいけないと思います。今後も警察の整備において、庁舎等駐在所も含めて、PFI事業の工法を採用されるのかどうかお聞きしたいと思っております。

高橋会計課長

警察庁舎、警察署、交番・駐在所、宿舎、これは昭和40年代に建てたものが非常に多くあります。老朽化が顕著であるこれら施設に対して、特に駐在所は早急に整備する企画を立てなければ、現在の財政事情から言いますと、年間一、二箇所程度の整備では全然追いつかない、何か方法論を考えてみろとの御示唆を頂きまして、現在のPFI手法でお願いしているという経過があります。

それ以外に、先ほど言いました警察署再編整備等総合計画の中には、そういう御示唆を踏まえまして、交番・駐在所の施設整備の在り方を盛り込んだところでもありますけれども、その中ではテナント方式による交番の整備、また20年とか経過した駐在所のリフォームなどによる延命化、また今回やっているようなPFI資本の導入という形で計画を盛り込みました。

これまでもこういう計画に基づきまして、例えば、徳島市の紺屋町のテナントビルであるとか、今年は美馬市の行政庁舎の中に交番施設を入れたと。また、先ほど言いましたように、阿南署管内では統廃合を考えているなど、いろいろと考えております。駐在所のリフォームも進んでおりまして、今後、このPFI事業の実現によって整備も大きく進むと考えております。

今後、PFI手法による施設整備をするかどうかということでもあります。当然、今回の事業の効果を確認しながらということになりますけれども、PFI事業はある程度ボリュームが必要であります。したがって、当面の間は、一度に多くの駐在所施設を整備する必要がなくなりますから、従来方法を中心に考えてまいりたいと考えております。

中山委員

昨年2月議会のときにお伺いしたのですけれども、県警察本部の営繕担当者は3名し

かいらっしゃらない。そういった中で、管工事の煩雑な書類、膨大な書類の量もあるし、現場会議もしなくてはいけない。3人で回すというのは、非常に御苦労があったり、残業を余儀なくされたり、ワーク・ライフ・バランスが崩れる可能性があります。もっと営繕担当者を増やすべきではないかということをご提案しましたが、その後、どうなっていますか。

高橋会計課長

昨年、そういう御示唆を頂きました。我々としてもそのとおりと認識しておりました。県警察では昨年の3名から1名増、これは県庁からの再任用職員であります。強化しまして警察本部や沿岸署の防災機能強化事業、また警察署の耐震、交番・駐在所の整備、こういう事業をやっております。

ただ、実情を申し上げますと、駐在所整備一つを取りましても、警察の場合、数が多くございまして、当然予算の問題もありますけれど、現庁舎の解体に係る設計と解体、新庁舎の設計と施工を単年度でやっておりまして、職員に掛かる負担というのは非常に多いところでもあります。もともと、警察官と警察職員同様に、営繕職員についても一朝一夕で養成できるものではございませんので、今後、多くの警察施設整備があるとお話ししましたが、こういうものを円滑にするためには、営繕職員の在り方であるとか、体制であるとか、施設整備の手法も含めて総合的に考えていかなければならないと考えております。

中山委員

4名で、やはり煩雑な業務をこなすというのが非常に難しいので、PFI手法というのは仕事を軽減する意味でも非常に有効だとは思いますが、何度も言うように、やはり、徳島県の経済の発展のためには地元企業を使うべきだし、地元の建設業の振興というのもしっかりとしていかなければいけないと思います。できるだけ営繕担当員を増やすのもいいと思うんです。それも数に限りがあるので、例えば建築で言ったら専門職で建築士会というのもありますし、そういうふうな業務委託という方法もあると思うんです。例えば、建築士会と提携するというふうなことも視野に入れて、今後、中央署の整備もやりだしたら4名どころでは全然足りないと思うんです。4人ともそこに掛かってしまうというふうなことにもなりかねないので、そういうことも視野に入れていくべきだと思いますがどうでしょうか。

高橋会計課長

総合的に考える必要があると思っております。我々、税金を執行する中で、公契約という公の契約を入札行為を含めまして、どれだけ民間の知見を生かせるかどうか。また、体制とも言いましたが複数年掛かりますから、より知事部局等との連携をお願いして、体制の形を作っていきたいと考えております。

PFIにつきましては、この春、総務省の要請に基づきまして、県でPPP/PFI手法導入優先的検討規程を作っておりますけれど、当然PFIというのも時代の流れとして、県内事業者が参画できるような仕組みを知事部局が中心となって考えられているとお

伺いをしておりますので、営繕職員の在り方であるとか、事業の手法というのを総合的に考えていく必要があると考えております。

中山委員

是非とも、地元が有利になるような加点方法とか、煩雑な事務書類をもっと簡素化するとか、多くのいろんな幅広いランクの人たちが入札に参画できるような制度作り、入札制度の見直しも含めて考えていただいて、徳島県経済の発展のために、徳島県の企業を守るようにお願いをして終わります。

元木委員

先ほど、中山委員からの発言でも、今後の徳島県警察駐在所整備等PFI事業についての御要望がございましたけれども、最近の地震をはじめ地球温暖化等、近年、気候が大きく変動する中で、台風や土砂災害、こういったことに対する危機感を持たれておられる方々も増えているのではないかと思う次第でございます。こういったことへの対策とともに、先ほどもありましたSDGs、この理念というのは「No one will be left behind」ということで、誰一人取り残されることのないような方針で、このPFI事業を深化させていただきたいということを要望させていただきます。

今回はとりわけ、ブロック塀について何点か確認をさせていただきたいと思います。先ほども御答弁の中で、112施設でブロック塀整備に取り組まれるということでございますけれど、改めまして今回の緊急総点検の結果を踏まえましてブロック塀対策の方針について、お伺いをさせていただきます。

高橋会計課長

先ほど申しました112施設について、撤去や専門家の調査、この経費として今回の2億円余りの予算を要求させていただいております。

どういう形で対策を取っていくかということではありますが、大きく三つのカテゴリーに分けております。一つは、職員が今回緊急総点検を実施しました。ひび割れ等により危険と判断したものとか、道路沿いに設置されておりました建築基準法に適合しない施設、これが25施設ありまして、既に解体や撤去又はフェンスの付け替えを実施しており、これは後に予算計上させていただくという形で既にやっているということでございます。

次の2点目でありますけれども、建築基準法に適合しないものの、先ほど言った道路以外の人や車に影響を与えない所については、隣接の境界や状況等、様々ありますけれども、そういう状況を踏まえて撤去に必要な対策を今後、これは喫緊の進め方ではないのですけれども、今後進めていくという話であります。

3点目は、これ以外のブロック塀というのは、専門家による調査を実施いたしまして、その結果に基づき撤去等を行うというものであります。

事業費は、全てのブロック塀の対策に必要な1億8,000万円余を計上しておりまして、残りの2,000万円余が調査経費になっております。

元木委員

三つのカテゴリーについて、それぞれ御説明を頂きました。この安全対策を施していくまでに、住民の方々に危険箇所を注意喚起するような措置は講じておられるのかお伺いします。

高橋会計課長

先ほど申しました、直ちに実施しなければならない危険箇所、これは緊急点検の結果判明したものでありますけれども、そのブロック塀112施設のうち、破損状況から注意喚起が必要と認めた65施設は、ブロック塀に注意喚起の張り紙をして実施をしております。これは知事部局同様、張り紙によって注意喚起を図っているという状況であります。

元木委員

他部局等のブロック塀予算も今回の補正予算でかなり計上されているようでございますけれども、県立学校等を拝見しておりますと、県産木材の活用に力点を置いているようなところもあるようでございます。近年は、県産材を活用した塀というののもかなり強度を増しているということも伺っておるわけでございます。こういった県産材を活用した木製フェンスですとか、あるいは目隠しフェンスなども導入されておるようでございますけれども、こういったものについての部分的な導入というのは考えられているのでしょうか。

高橋会計課長

本県におきましては、県産木材の利用拡大を目途に今回のブロック塀の改修であるとか、また新たに部屋を設ける場合は、木製の部屋などの木材利用を進めていると承知しております。

警察署等においては、警察的な車両の進入防止であるとか、過去であれば火炎瓶の投てき等々もありましたけれど、そういう庁舎に求める機能というのをよく考えまして、一定の強度や不燃性を要する部分というのもありますけれど、この事情に影響を与えない部分につきましては、積極的な県産木材等々の活用も考えていきたいと考えております。

元木委員

是非、多角的な角度から検討していただいて、コスト縮減、そして長寿命化に向けた工夫を施しながら、県民の方々にとって安全安心を与えられるような事業にさせていただきますよう要望させていただきまして終わります。

喜多委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、公安委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時31分）